障害者計画・障害福祉計画に関わる国の動向

1 計画策定の背景(法改正等の動き)

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年 9 月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年 1 月に批准、同年 2 月に効力を発生しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障害者の権利を実現するための措置などについて定めたものです。

(2) 障害者基本法の改正

平成 23 年8月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障害者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障害者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障害者に対する差別の禁止などが規定されました。

(3) 児童福祉法等の改正

平成 24 年4月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障害児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成28年6月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

(4) 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行されました。障害者の権利利益の擁護を目的とし、障害者に対する虐待の禁止、障害者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを謳っています。また、制度の谷間にあった難病患者が障害者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)へ

の一元化などが定められました。

また、平成28年6月改正では、平成30年4月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行され、障害者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

(7) 障害者差別解消法の施行

平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が公布され、平成28年4月に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

(8) 障害者雇用促進法の改正

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

(9) 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(10) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

2 国の基本計画・基本指針の見直しについて

(1) 国の第4次障害者計画の骨子案

- 1. 位置付け
 - ・障害者基本法第11条第1項が根拠
 - ・政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画

2. 対象期間

・平成30(2018)~34(2022)年度の5年間

3. 基本理念

- ・障害者権利条約の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の 支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

4. 基本原則

・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3~5条の基本原 則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

5. 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

6. 各分野における障害者施策の基本的な方向

①安全・安心な生活環境の整備

- (1)住宅の確保
- (2)移動しやすい環境の整備等
- (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2)情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

③防災、防犯等の推進

- (1)防災対策の推進
- (2)復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済

④差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1)権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2)相談支援体制の構築
- (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

⑥保健・医療の推進

- (1)精神保健・医療の適切な提供等
- (2)保健・医療の充実等
- (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4)保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

⑦行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2)選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

⑧雇用・就業、経済的自立の支援

- (1)総合的な就労支援
- (2)経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5)福祉的就労の底上げ

9教育の振興

- (1)インクルーシブ教育システムの推進
- (2)教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

⑪国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(2) 第5期障害福祉計画にかかる国の基本指針の主な改正内容

①地域共生社会の実現のための規定の整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。

③障害児支援の提供体制の計画的な整備

以下の柱を盛り込み、障害児支援の提供体制の確保に関する事項を新たに 追加する。

- 1) 地域支援体制の構築
- 2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3) 地域社会への参加・包容の推進
- 4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5) 障害児相談支援の提供体制の確保

4)発達障害者支援の一層の充実

発達障害者支援地域協議会の設置が重要であることなどを追加する。

⑤障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の 設定

- 福祉施設入所者の地域生活への移行 入所者削減目標の設定
- 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- 3) 地域生活支援拠点等の整備 平成32年度末までに、市または圏域において地域生活支援拠点等を整備
- 4) 福祉施設から一般就労への移行等 移行者数などにかかる平成32年度末までの数値目標設定
- 5) 障害児支援の提供体制の整備等 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所を市または圏域に1か所以上確保 他